

安城市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第15項の規定に基づき安城市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和7年1月27日

安城市監査委員 中西 肇

安城市監査委員 法 福 洋 子

公の施設の指定管理者監査に係る措置内容の通知書（生涯学習課）

- 1 令和6年度安城市監査公表第18号（公表日 令和6年11月22日）関係分
- 2 措置の状況

安城市民会館（生涯学習課）

特に措置を講ずる必要があると認める事項
1 行政財産目的外使用許可事務について 収入調定及び納入通知が、収入金額決定後3か月を経過しても作成されていなかったため、チェック体制を強化し、再発防止に努められたい。
措置の内容（令和7年1月15日現在）
7月10日に調定書を起票、納入通知書を作成し、同日に指定管理者に送付した。8月7日に指定管理者からの納付を確認した。 今後は、行政財産目的外使用許可と合わせて直ちに調定書を起票することとし、行政財産目的外使用許可事務についてのチェックリストを11月15日に作成し、調定書が起票されているかを複数人で確認する体制とした。

特に措置を講ずる必要があると認める事項
2 基本協定書及び管理業務仕様書について 管理業務の再委託について、前回と同様に契約内容等が書面で市に報告されていなかったため、チェック体制を強化し、再発防止に努められたい。
措置の内容（令和7年1月15日現在）
9月20日に、再委託の契約内容等が分かるものの提出を受けた。また、指定管理者に対し、報告事項が漏れることのないよう指導した。 管理業務の再委託について、基本協定書に規定する収受すべき書類及び報告が必要な事項についてのチェックリストを11月30日に作成し、複数人で確認する体制とした。